

## 第 20 号様式別表 2 記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、法第321条の 8 第 5 項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては法人税法第81条の 9 第 2 項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2 以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.4。ただし、最初連結事業年度が平成24年 4 月 1 日前に開始した場合は、100分の30。最初連結事業年度が平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日までの間に開始したものである場合は、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.9。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年 4 月 1 日前に開始した場合は、100分の23。 (3) 租税特別措置法第68条の100第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年 4 月 1 日前に開始した場合は、100分の23。	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	④の欄の金額と第20号様式別表 1 の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第20号様式別表 1 の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表 1 の③の欄の金額は、第20号様式別表 1 の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算します。	

## 第 20 号様式別表 2 の 2 記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、法第321条の 8 第 9 項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前 9 年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	③の欄の金額と第20号様式別表 1 の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第20号様式別表 1 の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表 1 の③の欄の金額は、第20号様式別表 1 の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものとして計算します。	

## 第 20 号様式別表 2 の 3 記載の手引

### 1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、当該事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第 321 条の 8 第 12 項又は第 15 項の適用を受けようとする場合に記載し、第 20 号様式の申告書に添付してください。

(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度において法人税法第 80 条及び第 144 条の 13 の規定によって欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した連結事業年度において同法第 81 条の 31 の規定によって連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに掲げる金額を記載します。この場合において、(1)については、第 20 号様式の①の欄の（ ）内に記載された金額があるときは、第 20 号様式の①の欄の金額は、第 20 号様式の①の欄の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算し、(2)については、第 20 号様式別表 1 の 2 の①の（イ）の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第 20 号様式別表 1 の 2 の①の（イ）の欄の金額は、第 20 号様式別表 1 の 2 の①の（イ）の欄の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算し、(3)については、第 20 号様式別表 1 の 2 の①の（ロ）の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第 20 号様式別表 1 の 2 の①の（ロ）の欄の金額は、第 20 号様式別表 1 の 2 の①の（ロ）の欄の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算し、(4)については、第 20 号様式別表 1 の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第 20 号様式別表 1 の④の欄の金額は、第 20 号様式別表 1 の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算します。 (1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の内国法人 ③の欄の金額と第 20 号様式の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第 20 号様式別表 1 の 2 の（イ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第 20 号様式別表 1 の 2 の（ロ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (4) 連結法人及び連結法人であった内国法人 ③の欄の金額と第 20 号様式別表 1 の③の欄の金額のうちいずれか低い金額（ただし、第 20 号様式別表 1 の④の欄に金額が記載されている場合には、③の欄の金額と第 20 号様式別表 1 の③の欄の金額から第 20 号様式別表 1 の④の欄の金額を控除した金額のうちいずれか低い金額）	